

猪名川町告示第78号

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年6月1日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年6月1日

要綱第60号

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱（令和6年要綱第65号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「危険木」とは、町内における森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立木で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により住宅その他の建物等（以下「住宅等」という。）に損害を与えるおそれのあるもの
- (2) 倒木により通行の支障となるおそれのあるもの
- (3) その他町長が特別に認めるもの

第3条第1項を次のように改める。

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する補助対象者は、危険木を所有する者から危険木の伐採等について承諾を得なければならない。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により直接的な被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者
- (3) 危険木の倒木により人命への被害や通行の支障が生じるおそれのある道路が存する地域の地元自治会及びその他団体の代表者等

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「危険木」とは、町内における森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立木で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 倒木により住宅その他の建物等(以下「住宅等」という。)に損害を与えるおそれのあるもの</p> <p>(2) 倒木により通行の支障となるおそれのあるもの</p> <p>(3) その他町長が特別に認めるもの</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する補助対象者は、危険木を所有する者から危険木の伐採等について承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 危険木を所有する者</p> <p>(2) 危険木の倒木により直接的な被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者</p> <p>(3) 危険木の倒木により人命への被害や通行の支障が生じるおそれのある道路が存する地域の地元自治会及びその他団体の代表者等</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「危険木」とは、町内における森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径20センチメートル以上の立木かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある住宅その他の建物等に損害を与えるおそれのある樹木をいう。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 危険木を所有する者</p> <p>(2) 危険木の倒木により直接的な被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者であって、危険木を所有する者からその伐採等について承諾を受けている者</p> <p>2 (略)</p>